

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和47年沖縄県条例第83号）の一部を次のように改正する。

第21条中「この条及び次条」を「以下この条」に改める。

第22条の見出し中「自動車車庫等」を「自動車修理工場」に改め、同条中「自動車車庫等」を「自動車修理工場」に改め、「及び第13項」を削る。

第24条第1項中「第10条の2の2第1号」を「第10条の3第4項第1号」に、「同条第2号」を「同項第2号」に、「同条第3号」を「同項第3号」に改める。

第29条の2第1号、第3号及び第4号、第29条の3第2項、第29条の5第2項、第29条の6第2項並びに第29条の7第1号、第3号及び第4号中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

第30条を次のように改める。

（仮設建築物等に対する適用の除外）

第30条 次に掲げる建築物については、第3章から第6章までの規定は、適用しない。

法第5条第5項の規定による許可を受けた仮設興行場等又は仮設建築物

法第5条第6項の規定による許可を受けた仮設興行場等

法第7条の3第5項又は第6項の規定による許可を受けた建築物

別表第3の2の表備考中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

別表第5の1の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表の7の項中「第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書」を「第48条第1項から第14項までの規定のただし書」に改め、「建築等の」の次に「特例の」を加え、

「

用途地域等における建築等 許可申請手数料

」を「

用途地域等における建築等 の特例許可申請手数料

」に改め、同項の次に

次の2項を加える。

<p>7の2 法第48条第1項から第14項までの規定のただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特例許可を受けた建築物の増築等の特例の許可（法第48条第16項第1号に規定する場合に限る。）の申請に対する審査</p>	<p>用途地域等における特例許可建築物の増築等の特例許可申請手数料</p>	<p>120,000円</p>
<p>7の3 法第48条第1項から第7項までの規定のただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による騒音等の事象による住居の環境の悪化を防止するために必要な措置が講じられている建築物の建築等の特例の許可（法第48条第16項第2号に規定する場合に限る。）の申請に対する審査</p>	<p>用途地域における騒音等の事象による住居の環境の悪化を防止するために必要な措置が講じられている建築物の建築等の特例許可申請手数料</p>	<p>140,000円</p>

別表第5の10の項中「第53条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同表の11の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表の23の項中「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改め、同表の24の項中「第67条の3第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に改め、同表の44の項中「による既存の一の建築物に係る2以上の工事の」を「による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の」に、

「

既存の一の建築物に係る2以上の工事の全体計画の認定申請手数料

」を「

既存の一の建築物に係る2以上の増築等を含む工事の全体計画の認定申請手数料

」に改め、同表の45の

項中「工事の全体計画の変更の」を「増築等を含む工事の全体計画の変更の」に、

「

既存の一の建築物に係る2以上の工事の全体計画の変更認定申請手数料

」を「

既存の一の建築物に係る2以上の増築等を含む工事の全体計画の変更認定申請手数料
--

」に改め、同表に次の

ように加える。

46 法第87条の2第1項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物に係る2以上の用途変更に伴う工事の全体計画の認定申請手数料	27,000円
47 法第87条の2第2項において準用する法第86条の8第3項の規定による既存の一の建築物に係る2以上の用途の変更に伴う工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物に係る2以上の用途変更に伴う工事の全体計画の変更認定申請手数料	27,000円
48 法第87条の3第5項の規定による建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	建築物の用途変更による興行場等としての使用許可申請手数料	120,000円
49 法第87条の3第5項の規定による建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	建築物の用途変更による特別興行場等としての使用許可申請手数料	160,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、第21条、第22条、第24条及び第30条の改正規定（同条第3号に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の建築基準法施行条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、この条例の施行の日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

平成31年 2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

建築基準法の一部が改正されたことに伴い、用途地域等における特例許可を受けた建築物の増築等の特例許可の申請に対する審査等に係る手数料の徴収根拠を定めるとともに、条例の規定を整理する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。